

* 気象状況などにもなう対応

1 生徒の安全確保について

午前6時の時点で

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」の両方が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

午前8時30分の時点で

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」の両方が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」のいずれか一方又は両方が解除された場合には、10時40分までに登校する。

午前11時の時点で

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」の両方が発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

気象情報を見て、「小田原市」に「暴風警報」と「大雨警報（大雪警報）」のいずれか一方又は両方が解除された場合には、13時10分までに登校する。

2 交通機関が不通等となった場合

- ① 通学に利用している交通機関（鉄道やバス等）が悪天候等により不通となった場合には、生徒は交通機関が運行再開するまで自宅待機とし、運行再開した段階で安全に注意しながら登校する。
- ② なお、運行再開後登校した場合、最終時間の授業に間に合わないと予測される場合には自宅学習とし、その旨を学校に連絡する。

*臨時休業とする場合は、必要に応じてまち comi メールや緊急連絡板によりお知らせします。

3 臨時休業の判断について

天候に起因する臨時休業については、気象状況や列車・バス等の運行状況などを総合的に判断して校長が決定します。警報発表や時間によって自動的に休業となることはありません。

4 欠席・遅刻の取扱について

1と2の対応においては、欠席・遅刻扱いとしません。テスト等の場合においても不利にならないように配慮します。

・注意 遅延証明書の扱い

- (1) 生徒が遅延証明書をもたらってきた時には遅刻としない。(ただし遅延証明書を出さない駅もある。)
- (2) 電車の遅延が発生し、ニュースなどで遅延の確認がされたり、学校へ直接連絡が入ったりした場合には遅刻としない。(この場合、遅延証明書はいらない。)
- (3) スクールバスについて
スクールバスの遅れによる遅刻は原則として考慮しない。